

みなかみ町その他施設（火葬場）個別施設計画

令和3年3月



群馬県利根郡みなかみ町

目 次

1	計画の目的等	1
(1)	策定の目的	1
(2)	位置付け	1
(3)	計画期間	2
(4)	対象施設	2
2	施設を取り巻く現状と課題	2
(1)	現状	2
(2)	火葬場における共通課題	4
3	これまでの取組	5
(1)	機能集約・長寿命化対策等	5
(2)	火葬場施設等の利活用による財源確保	5
4	基本的な方針	5
(1)	施設総量の適正化	5
(2)	長寿命化等の推進	5
(3)	効率的な管理運営・利活用の推進	6
5	管理目標	6
(1)	機能集約等	6
(2)	長寿命化等	6
(3)	未利用資産等の有効活用	6
(4)	コストの見通し等	6
6	推進体制	8
(1)	情報の整備等	8
(2)	体制の整備等	8

1 計画の目的等

(1) 策定の目的

高度経済成長期以降に大量に整備された公共建築物等の老朽化が進行しており、近い将来、多くの施設が大規模改修や更新の時期を迎えることから、その対策費用が町の財政を大きく圧迫することが懸念されています。

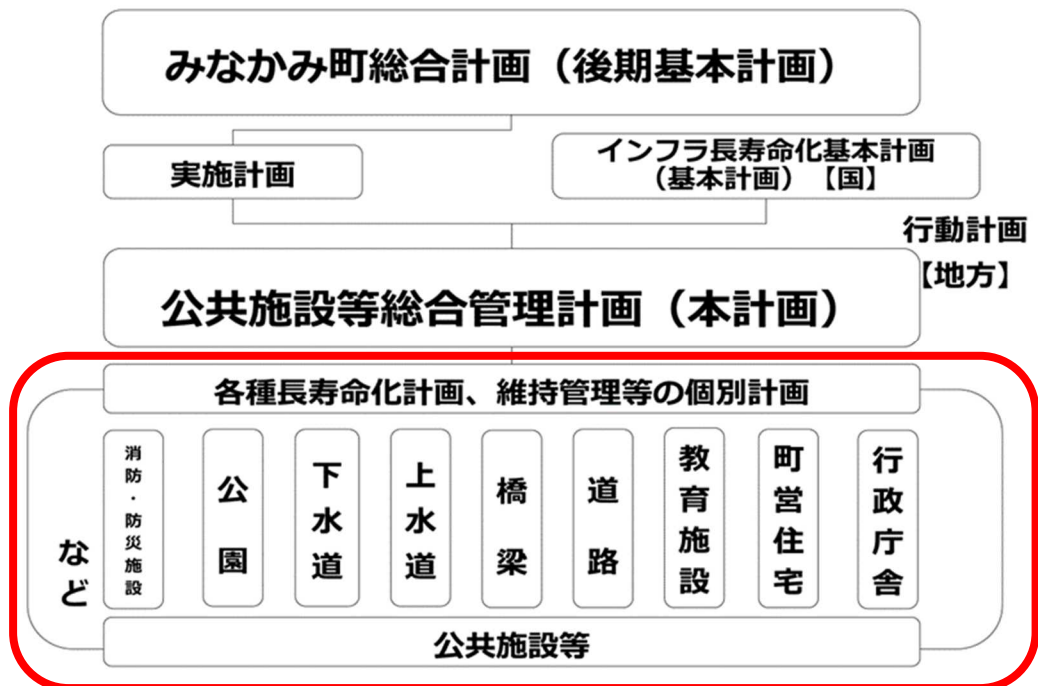
このような中、本町では、将来負担を軽減しつつ必要な行政サービス等を持続的に提供するため、合併直後から行財政改革に取り組み、様々な検討や取り組みが行われ、加えて平成27年2月には、「みなかみ町公共施設等総合管理計画」を策定し、全庁的な方針を定めました。しかしながら、施設の機能集約や長寿命化、利活用促進等、公共施設等の計画的な維持管理は、一朝一夕には進捗していない状況です。

本計画は、これらの取り組みを、一層推進するため、町有施設のうち火葬場施設に係る具体的な行動方針として策定するもので、「みなかみ町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき作成するものです。

(2) 位置付け

本計画は、「みなかみ町公共施設等総合管理計画」に基づき火葬場施設の計画として策定します。

なお、本計画は、インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に係る関係省庁連絡会議決定）に基づく、個別施設計画とするものです。



(3) 計画期間

計画の期間は、令和 3 年度から令和 22 年度までの 20 年間とします。

(4) 対象施設

本町が所有する施設のうち主要な施設であり、かつ、財政的に影響が大きく計画的なマネジメントが必要と想定される火葬場を対象としています。【表 1】

2 施設を取り巻く現状と課題

(1) 現状

① 施設保有状況

みなかみ町は平成 17 年 10 月に 3 つの町村（旧水上町、月夜野町、新治村）が合併して誕生しました。そのうちの旧水上町と旧新治村についてはそれぞれに火葬場を保有しており、旧月夜野町については広域圏の一部事務組合（利根沼田広域市町村圏振興整備組合）で運営する火葬場を利用していました。

合併後においても、旧町村利用形態を引き継ぐ形で利用しており、人口規模に対して施設の規模や数が多く経費が過大になっている状況にあります。【表 1】

表 1

【施設概要】

名 称	水上火葬場	新治火葬場	ぬまた聖苑(参考)
所 在 地	湯原 990-2	須川 101-5	沼田市上沼須町 502
竣 工 年	昭和 42 年	昭和 59 年	平成元年
敷地面積(m ²)	341.85	786.00	8,707.00
構造・規模	木造モルタル・平屋建て	S 造・平屋建て	S 造・平屋建て
延べ床面積 (m ²)	100.30	192.00	1,280.00
駐車場(台)	3	3	160
主 要 室	炉前ホール 1 室 待合室 1 室	炉前ホール 1 室 待合室 1 室	炉前ホール 1 室 待合室 2 室 式場 1 室
火 葬 炉	再燃焼炉室付台車式 1 基	再燃焼炉室付台車式 1 基	再燃焼炉室付台車式 3 基 汚物炉 1 基
処理件数/日	2 件	2 件	6 件
棺の大きさ (mm)	L=1,820 W=530 H=400	L=1,950 W=570 H=450	L=1,950 W=570 H=450
前室の有無	冷却前室なし	冷却前室なし	冷却前室なし
非常用発電設 備	なし	なし	あり
多目的トイレ	なし	なし	なし

② 施設性能の状況

いずれの施設も老朽化が進行しており、旧水上町にある火葬場は 51 年経過、旧新治村にある火葬場は 35 年が経過している状況です。【表 2】

表 2 :

施設名	和暦	西暦	経過年数	耐用年数	面積(m ²)
新治火葬場 (須川 101)	S58	1983	35	50	194.0
水上火葬場 (湯原 90-2)	S42	1967	51	24	62.7
水上火葬場(待合室)(湯原 990-1)	H6	1994	24	24	32.3

③ 施設利活用の状況

それぞれの火葬場における利用状況は以下のとおりになっています。【表3】

表3： (単位：件)

名称/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
水上火葬場	93	69	63	63	76	67	58
新治火葬場	114	102	115	112	96	112	97

(2) 火葬場における共通課題

施設全体で老朽化が進行しており、既に大規模改修や更新の時期を迎える状況であり多額の維持管理や更新に費用が必要となると見込まれています。

その一方で、維持管理や更新に充てることのできる財源は限られており、他施設も含め戦略的な維持管理を推進してコストの縮減を図るとともに、運営方法の変更も含め新たな財源確保などに取り組んでいくことが必要となります。

① 機能・役割の再検討

人口減少・少子高齢化により当面は高い水準での施設利用が見込まれます。施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインなどに配慮し、行政サービスの内容についても再検討が必要となることが予想されます。

限られた財源を有効に活用するためにも、配置や規模など施設のあり方についての見直しを継続的に実施し、その結果として施設の有する機能や性能が向上するよう検討を進める必要があります。

② 火葬場の老朽化への対応

限りある財源の中で施設の維持管理を適切に実施しコストパフォーマンスを高めていく必要があります。そのためには、①の検討に加えて施設の優先順位を付け対策していくとともに、トータルコストを縮減し、支出を平準化することが必須となります。

また、旧月夜野町の区域住民が利用する火葬場については、利根沼田広域市町村圏振興整備組合で運営しており、それらの利用方法も含め総合的な対応について検討が必要になってきています。

③ 管理運営の効率化と財源確保

合併特例事業債の活用期間が延長されたこと、過疎対策事業債の活用が引き続き見込めることから、活用期限である令和7年までに取り組みを重点的、計画的に進めます。

併せて、地方交付税の減少等も踏まえ、一般財源の歳入見込みを勘案するとともに

不要（不用）財産等の売却や賃貸借を促進して、財源の涵養を図ります。

また、管理の手法については、民間活力の活用や施設の包括的、効率的な管理を推進します。

3 これまでの取組

（ 1 ） 機能集約・長寿命化対策等

合併以前、旧水上町と旧新治村についてはそれぞれに火葬場を保有しており、旧月夜野町については広域圏の一部事務組合（利根沼田広域市町村圏振興整備組合）で運営する火葬場を利用していました。合併後においてもそのまま利用形態を引き継いでいることによる効率性や施設の老朽化への対応として、区長会からの要望、議会での検討などを経て火葬場建設構想が策定された経緯があります。

しかしながら構想は実現せず時間が経過したこともあり、改めて火葬場のあり方全般について計画の見直しが行われました。

（ 2 ） 火葬場施設等の利活用による財源確保

これまでのところ火葬場に関連した未利用の資産はありませんが、一時的な目的外利用や一部貸し付けなど財産（施設）の有効活用の観点から柔軟な取り組みを行い収入を涵養してきました。

4 基本的な方針

（ 1 ） 施設総量の適正化

町が保有する2つの火葬場と広域圏の一部事務組合（利根沼田広域市町村圏振興整備組合）で保有する火葬場の利用状況、老朽状況などを総合的に勘案し、原則として建て替えを行わない運営方法を検討していきます。

特に広域圏の一部事務組合（利根沼田広域市町村圏振興整備組合）で保有する火葬場への移行も視野に入れ総合的な視点から施設総量の削減に努めます。

（ 2 ） 長寿命化等の推進

（ 1 ）に挙げる火葬場運営全般の状況を勘案しながら可能な限り予防保全に努め可能な限り施設が長く使えるよう運営していきますが、保有する2つの火葬場については、原則として大規模な長寿命化を行わないこととします。また、大きな修繕を伴う状況が発生した場合には、その施設運営について改めて協議します。

(3) 効率的な管理運営・利活用の推進

民間委託や指定管理者制度の導入など合理的かつ効率的・効果的な管理運営に取り組みます。

5 管理目標

(1) 機能集約等

最終的には、広域圏の一部事務組合（利根沼田広域市町村圏振興整備組合）で保有する火葬場への移行を視野に取り組みを進め、町内の火葬場については全廃を目指します。

しかしながら町内に火葬場をという根強い声もあることから、計画期間にとらわれず既存の施設丁寧に使い住民ニーズを確認しながら取り組みを進めていきます。

(2) 長寿命化等

既存の2つの火葬場施設については、原則として大規模な長寿命化を行わないため管理目標を定めません。

(3) 未利用資産等の有効活用

現在のところ火葬場関係施設に未利用資産等はありませんが、(1) に挙げる施設の集約等が進捗した場合には、未利用となる資産等が発生すると思われます。その場合には売却や転用などの利活用を図り財源の涵養とします。

(4) コストの見通し等

令和21年まで必要最低限の維持補修にとどめて施設を運営した場合の維持管理、運営コストは518百万円と推計しています。【表4】

不測の故障や災害などがあることも否定できません。そのため日頃から可能な限りコスト削減を図り財源の捻出を図ります。

表4 火葬場ケース別検討資料【現状維持】

【前提条件】

- ・令和元年度は当初予算額とする。
- ・令和2年度における水上、新治の維持管理費、広域圏の運営負担金は過去5年間の平均値とした。
- ・令和9年度までの水上、新治修繕費は修繕年次計画とし令和10年以降は9年間の平均値とした。(H2の水上火葬場修繕費25000千円を除く)
- ・令和9年度までの広域圏改修負担金は沼田型苑の修繕年次計画とし、令和10年以降は9年間の平均値とした(月夜野分の負担率13%とした)。
- ・令和3年度以降における水上、新治の維持管理費、広域圏の運営負担金は前年比2%のUP率とした。
- ・非常用電源(自家発電装置)の設置費用は見込んでいない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
水上維持管理費	4,558	5,338	5,444	5,552	5,663	5,776	5,891	6,008	6,128	6,250	6,375	58,425
水上修繕費	972	25,646	626	1,512	746	906	1,322	276	704	856	856	33,450
小計	5,530	30,984	6,070	7,064	6,409	6,682	7,213	6,284	6,832	7,106	7,231	91,875
新治維持管理費	6,858	5,922	6,040	6,160	6,283	6,408	6,536	6,666	6,799	6,934	7,072	64,820
新治修繕費	1,115	2,051	1,280	1,715	1,286	2,565	1,015	2,137	1,435	1,622	1,622	16,728
小計	7,973	7,973	7,320	7,875	7,569	8,973	7,551	8,803	8,234	8,556	8,694	81,548
広域圏運営負担金	6,238	5,828	5,944	6,062	6,183	6,306	6,432	6,550	6,691	6,824	6,960	63,790
広域圏改修負担金		1,168	3,387	1,476	1,205	1,259	1,072	1,323	1,068	1,329	1,329	14,616
広域圏修繕計画		(8,990)	(26,054)	(11,360)	(9,270)	(9,690)	(8,250)	(10,181)	(8,220)	(10,224)	(10,224)	
小計	6,238	6,996	9,331	7,538	7,388	7,565	7,504	7,883	7,759	8,153	8,289	78,406
合計	19,741	45,953	22,721	22,477	21,366	23,220	22,368	22,970	22,825	23,815	24,214	251,829

(単位：千円)

	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度	計	合計(～21年度)
水上維持管理費	6,502	6,632	6,764	6,899	7,036	7,176	7,319	7,455	7,614	7,766	71,173	129,598
水上修繕費	856	856	856	856	856	856	856	856	856	856	856	42,010
小計	7,358	7,488	7,620	7,755	7,892	8,032	8,175	8,321	8,470	8,622	79,733	171,608
新治維持管理費	7,213	7,357	7,504	7,654	7,807	7,963	8,122	8,284	8,449	8,617	78,970	143,790
新治修繕費	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	1,622	16,220	32,948
小計	8,835	8,979	9,126	9,276	9,429	9,585	9,744	9,906	10,071	10,239	95,190	176,738
広域圏運営負担金	7,099	7,240	7,384	7,531	7,681	7,834	7,990	8,149	8,311	8,477	77,696	141,486
広域圏改修負担金	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	13,290	27,906
広域圏修繕計画	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)	(10,224)		
小計	8,428	8,569	8,713	8,860	9,010	9,163	9,319	9,478	9,640	9,806	90,986	169,392
合計	24,621	25,036	25,459	25,891	26,331	26,780	27,238	27,705	28,181	28,667	265,909	517,738

(単位：千円)

6 推進体制

(1) 情報の整備等

各種台帳システムや統合型 GIS などの地図情報等を効果的に運用、活用し各所管及び所管施設との横のつながりを強化し情報を一元化していきます。

(2) 体制の整備等

本庁では町の保有する財産を総合的にマネジメントし更に推進していくべく中心的な役割を政策的に担う部署を設置しました。そのほか施設の課題に対する対策の内容やその難易度等によって、フレキシブルな組織体制や専門チームを構築し、柔軟な判断と住民コンセンサスを得られるような推進体制を引き続き編成して取り組んでいきます。

また過去に検討された内容については、それを可能な限り踏襲することを前提に体制を構築します。そのほか状況によって、町議会や外部のコンサルタントなどの有識者、地元代表者などを招へいし意見を募ります。

また、実行的な部分においては、実務担当者のほか具体的、専門的な判断を行い、推進に係る合意形成を図りやすい組織の構築に努め他事業との連携も図りながら火葬場施設への取り組みをすすめていきます。

TOWN MINAKAMI



みなかみ町

みなかみ町その他施設（火葬場）個別施設計画

令和3年3月

群馬県みなかみ町役場 総務課 政策室
〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地
TEL : 0278-62-2111 (代表)
FAX : 0278-62-2291
<http://www.town.minakami.gunma.jp>
